別記様式 (第2条関係)

瑞穂市上下水道事業審議会会議録

審調	養会等	い 名	称	平成20年度第4回 瑞穂市上下水道事業審議会
開	催	日	時	平成21年1月28日(水曜日) 午前9時30分 から 11時50分
開	催	場	所	瑞穂市役所巣南庁舎2階大会議室
議			題	(1) 今後の瑞穂市汚水処理計画の策定について (2) 供用開始処理区の水洗化向上施策について
出欠	席席	委委	員員	出席委員 鈴木会長、河合副会長、堀委員、棚橋委員、熊 谷委員、西岡委員、平田委員、馬渕委員、二重谷 委員、古川委員、豊田委員(11名) 欠席委員 小寺委員 棚瀬委員 細川委員(3名) 事務局 河合環境水道部長、弘岡下水道課長、下水道課 職員(椙浦、工藤、坂井田) 説明員 早瀬企画財政課長
公開の可否 (非公開理由)				公開
傍	聴	人	数	0 人
審	議 0)概	要	・第3回会議録の確認・答申案について・追加資料の説明・諮問に対する審議
事意課	務 局	(担	当)	瑞穂市 環境水道部 下水道課 TEL 058-327-2114 FAX 058-327-2127 e-mail gesui@city.mizuho.lg.jp

平成20年度 第4回瑞穂市上下水道事業審議会 会議録

日 時 平成21年1月28日(水) 午前9時30分~午前11時30分

場 所 市役所巣南庁舎大会議室

出席委員 会長 鈴木 治 副会長 河合 和義

堀武棚橋敏明熊谷祐子西岡一成平田芳子馬渕秀雄二重谷伸行古川貴敏

豊田 正利

欠席委員 小寺 徹、棚瀬 友啓、細川 大二郎

事務局 環境水道部長 河合 信 下水道課長 弘岡 敏

下水道課総括課長補佐 椙浦 要 下水道課長補佐 工藤 浩昭

下水道課主查 坂井田 剛志

説明のため出席した者

企画財政課長 早瀬 俊一

傍聴人 0名

1. 会長あいさつ

2. 前回会議録の確認

2. 審議内容

- (1) 水洗化率向上施策の答申案について
- (2)追加資料の説明
- (3) 諮問に対する審議

(事務局弘岡) 皆さん、おはようございます。本日はご参集頂きありがとうございます。本年1回目の会議でございます。まず、資料の確認をさせて頂きます。差し替え分として、前回資料の14頁から17頁です。公債費と起債の表でございます。そして、先に郵送しました第4回資料の頁と目次の名前が合っていませんでしたので差し替えをお願いします。それからもう一点は、前回までの水洗化率向上施策についての答申案としてまとめたものですが、ありますでしょうか。それでは、上下水道事業審議会を開催させて頂きます。会長よりご挨拶願います。

(鈴木会長) 皆さん、おはようございます。本年初めての会議です。本年もよろしくお願いします。できれば今日で結論を得たいと思いますのでご協力お願いします。

(事務局弘岡) ありがとうございました。本日の出席委員は14名中3名が欠席で、棚橋委員さんが30分ほど遅れると連絡頂いております。会議自体は半数以上出席されていますので成立していることを報告致します。では、会長、議事をお願いします。

(鈴木会長) では、第4回上下水道事業審議会を開催したいと思います。まず、 この審議会は公開と決まっておりますので、傍聴の方いらしたら入室 して下さい。

(事務局弘岡) おられません。

(鈴木会長) 傍聴者無しということで進めてまいります。まず、次第に従って進

めたいと思いますので、前回会議録の確認をしたいと思います。既に 事前にお配りしてあると思いますが、何かございましたらご発言願い ます。会議録も全ての会議後、公表となりますので、内容が違うよう でしたら修正したいと思います。

(古川委員) 会議録は事前郵送の資料に入っていましたか。

(鈴木会長) 入っていませんでしたか。

(事務局弘岡) 申し訳ありません。至急持って参ります。

(鈴木会長) 少し手違いがありましたが、会議録は至急配って頂きますが、かなり長いので、読むのに時間が掛かると思いますので、後日確認して頂きたいと思います。会議録の確認が済んでいないと少し厄介ですが、前回までの内容を皆さん理解されているということで進めたいと思います。今日の議題ですが、まず、前回お願いしました、水洗化率向上施策について合意を得ましたから答申案をまとめて頂くようにお願いしていましたので、これについて事務局より読み上げて頂きたいと思います。

(事務局工藤) では、(2)の水洗化率向上の施策についての答申案について読み上げます。

~答申案読み上げ~

以上です。

(鈴木会長) ありがとうございました。ということで、前回までに私達が議論した内容をこの様な案で答申しようと思います。ご意見ありましたらお願いします。

(古川委員) これはまだ、案ということですが、今ひとつ具体的な策がないというか、ピンと来ないです。前回、二重谷委員が出された私案に減免措置がとれないか、と書いてあったと思いますが、減免措置にも色々あるかと思います。高齢者世帯とか、障害者世帯とか、福祉減免のような措置をしている所もある様です。そういう措置も検討出来ないでしょうか。例えば、使用料を何立米まで無料にするとか、高齢者世帯は使用水量が少ないので、ほとんど基本使用料ぐらいで下水に加入できる。そうすると、高齢者世帯は年間の使用料が安くなるので高齢者の加入率アップにも繋がるのではないでしょうか。

(鈴木会長) はい、ありがとうございます。今の意見は2番目の行政の経済的支援の中に入れるということでよろしいでしょうか。

(古川委員) はい、そうですね。

(鈴木会長) 他、よろしいでしょうか。

(西岡委員) よろしいですか、私は前回欠席しており、前回の会議録も有りませんので、どのようになっていたかよく分かりませんが、今のことに関連して、水洗化率を向上させるための施策の具体的な内容について、第1回の資料で他の自治体の例の紹介が多数あった。それを踏まえて一面的ではなくて、多面的に少しでも向上させるための手立てがどの様に議論されたか分かりません。しかし、この2番目の排水設備等改造資金融資あっせん制度の見直しと利子補給制度だけではなくて、もう少し多面的にやって行かないといけないと思う。事務局はどう考えていますか。

(鈴木会長) これは、今までの議論をまとめたものですが。

(西岡委員) もう少し内容を付加した方が良いと思います。

(鈴木会長) 何か具体例はありますか。

- (平田委員) 高齢者世帯への助成の制定、水洗便所改造奨励金の交付に関する規則の制定などが、他の県でやっているので今後の検討課題ということで出ていたが、その部分がこの中に出て来ていないということですよね。融資あっせんと利子補給はその時に決まったので書いてありますが、検討課題になっていたものをなんらかの形で乗せて欲しいということですよね。
- (西岡委員) 第1回の資料の中で、接続促進マニュアルがあります。その中で様々なリバースモーゲージの活用の問題から、色々な費用の割賦による返済の問題とか、色々な施策が具体例として挙げられている。そのような具体的な内容をもう少し提言して行く必要がある。ひとつだけ挙げるとそれをやるのかということになってしまいますが、マニュアルでは多様な施策が行われている。その中でどれを取り入れるかもう少し、精査した方が良いかと思います。
- (鈴木会長) 意見が2つ出ました。2番目の行政の経済的支援で減免処置に関すること、それから、高齢者等への補助制度の具体例を入れるということ。答申の本文に入れるか、付帯事項に入れても良いと思うがどうでしょうか。
- (二重谷委員) 私は出来るだけこういう例があるよということで紹介させて頂きました。ただ、この地域は供用開始して4、5年経っています。助成制度について、かつてはあったが、それをどうするかという話は、既に助成を受けられた方と助成無しで接続した人との問題も有りますし、技術的な問題も有る訳です。まさに市がどう対応して行くか、という方向の話ですが、審議会としてはその辺の事情を十分踏まえないと、審議会で勝手にやった方が良いとは言えない。その辺について、市の考え方について、前回も助成制度については、検討したが、難しいということだったですよね。そこを踏まえないと勝手に効果があるからといって答申に入れる訳にはいかないと思います。
- (鈴木会長) 2に資金融資あっせん制度の見直しとか検討するとなっていますが、 その他減免処置まで追加して入れるかどうかですね。
- (二重谷委員) 市の提案があった訳で、その結果、答申案では融資あっせん制度を 復活させたいということ。その他に利子補給を新たに検討するという こと、それ以外には、案を見る限り基本的な経済的措置を講ずるのは 難しいというのが結論かなと思って聞いていたのですがどうでしょう か。
- (事務局河合) 前回、二重谷委員からの提案のその他の項目に、他の部局が所掌する制度等とありますが、審議会の答申というものはあまり具体的にこうしなさい、というよりも他の部局が所掌する助成制度等を活用するという程度の方が良いと思います。これらよりもっと違う制度があるかも知れませんから。
- (鈴木会長) 確かに具体例を書くと、それ以外はどうなるということが出て来ますので、その方が良いかも知れません。それ以外の有効的なことも検討して行くという形ですね。
- (平田委員) 二重谷委員の出された色々な助成制度を、具体的にどうして行くというのをそのまま提言するのは行き過ぎだと思いますが、今までの議論の中で、高齢者世帯の接続率が悪いので、高齢者世帯における助成制度の検討を進めるとか、検討したが、駄目なら仕方ないですが、審議会としては接続率が悪い理由は何か、という中で高齢者世帯という

ことが課題として出てきましたので高齢者世帯に対する助成制度の検討という形で入れてもらえれば良いと思います。

(熊谷委員) 具体的なことを細かいと言って何も入れないのは、市長が変わったりした場合、大変不安がありますので、等とか、その他とかを入れて新しい制度とかの案が出て来るかもしれないので、具体的なものをひとつも入れないのは反対です。

(鈴木会長) では、もう少し、具体的なことを入れるか。若しくは、答申は抽象的にしておいて、後の所に入れるという形で明記しても良いかと思いますが、事務局少し考えて下さい。

(二重谷委員) よろしいでしょうか、3項目ありますが、是非入れて頂きたいのは関係住民に対する積極的な情報開示という項目を興して頂いて、特に下水道と地域の水環境の関係、下水道経営の現状、加入率が低いことによって繰出金が多くなるということを分かり易く情報を関係住民に開示して頂く。それと、なお書きでも良いと思うのですが、水洗化率が何故こんなに低迷しているのかを考えますと、下水道の計画段階或いは工事中からすぐに接続して貰えるような取組みが必要だった。農集では、前回話がありましたように、積み立て制度を設ける等して、その時期に合った取組みをやってきた結果が90%以上の高い接続率に結び付いているということであるならば、この後、審議されますが、下水道を整備して行くとすることになれば、今回の事とは関係無いが、下水道を整備して行くとすることになれば、今回の事とは関係無いが、いわゆる計画段階や工事段階での接続を促進するための取り組みを十分やって行く必要があるということ。本題から離れますが、なお書きでも何でも結構ですので、指摘しておく必要があると思います。

(鈴木会長) はい、分かりました。よろしいですか、この中で(1)の積極的な接続勧奨の2番目に「自治会との情報を共有し」、と有りますので情報開示を中に入れても良いかも知れません。「地域社会から接続を働きかける」というのはちょっときつい表現かなとも思いますが。今あったように情報開示という項目をひとつ設けて貰って、情報開示に努めるということですね。同じ様に地域社会、自治会等への情報開示も必要だと思います。今のところ、水洗化率向上施策への答申はこういう形で行きたいと思います。次回、最終的な確認をしたいと思います。では、追加資料が配布されておりますので事務局よりその説明をお願いします。

(企画財政課早瀬) おはようございます。今回の資料の説明の前に、前回資料の財政計画の中で間違いがございましたので、お詫びと訂正をさせて頂きたいと思います。第3回資料の13頁から17頁までの差し替えをお願いします。前回、河合委員からご指摘の有りました点ですが、委員の言われた通りでございまして、14頁と16頁を並べてご覧頂き、簡単にご説明したいと思います。16頁につきましては、公債費でそれぞれの会計の元金と利息を返して行きます。元金と利息を足したものが公債費ということでここに上がって来ます。特環と農集、コミプラ、水道会計につきましては、水道はこれから事業があれば別ですが、公債費はほぼ一定で推移していきます。公共下水道につきましては、事業費が今後どうなるか、利率がどうなるかによって随分変わってまますのでご理解を頂戴したいと思います。先般、河合委員さんよりご指摘のあった一般会計の数字を直してございます。起債残高ですが、19年度の113億6,700万円は変わっておりません。20年度に

約18億円を借りる予定でございます。そして、20年度の償還です が、16頁を見てもらいますと、11億4,200万円を今年返す訳 で、11億4,200万円のうち、10億円ほどが元金で残りが利息 です。19年度末から今年度18億ほど借ります。ですから、20年 度末になるという計算が概ね出来ます。試算表の中には18億円借り る予定で記入はしていたのですが、18億円分について以後ずっと数 字が入っていなかった、ずっと計算されてなかったということで、河 合委員さんのご指摘の通りでございます。一般会計のみ訂正をさせて 頂きます。今年度の事業費はほぼ分かって来ています。来年度の事業 についても今まとめていますが、もう少し、起債など借りる予定でい ます。中学校とか、保育園、幼稚園などの事業が出て来ておりますの で恐らく合併特例債なり、まちづくり交付金事業等を使って事業を進 めてまいりますので、多少、予定していた以上にお金を借りる可能性 はあると思います。国の制度を活用してまいりますので、その点をご 承知おき頂きたい。もう暫くしますと、新年度予算を出しますので、 この予定より多いのではないかということが有るかも知れませんが、 国の方の財政出動もございますし、その辺りは特に問題無いかと思い ます。今後、財政は大丈夫かという心配がございますが、私共が考え ているのは、土木費の中の総額をきちんと決めて土木と下水道でいく らとしていけば、良いと思っておりますし、財政計画の中で見直しを 常に図っていけば、良いことにならないと思っております。

(二重谷委員) ちょっと、今の点でよろしいですか、前回、河合委員から指摘のあった、平成20、21年度が余りにも残高が減り過ぎているということで指摘があって今回出されている訳ですが、この中には今の説明で今年度18億円起債するということが、今年度の残高に反映されていなかったということですよね。

(企画財政課早瀬) 前回の資料には入っていなかったということです。

- (二重谷委員) 例えば、前回の資料では平成37年度で1,900万円の残高となっている訳ですが、今回の資料で30億800万円の残高になっていますよね。これは18億円だけの話ではないですよね。
- (企画財政課早瀬) はい、もう一点、すいません、平成30年度以降につきましても、全ての一般会計で今分かっている事業も計算し算入しましたので、前回30年度までの事業で計算して出していましたが、31年以降への償還など計算し直したということでご理解を頂きたいと思いますので、ご指摘の通り修正してあります。
- (二重谷委員) 前回の資料も平成30年までの起債事業は、18億円はたまたま忘れていたけれども、その他の起債事業はカウントしていた訳ですよね。
- (企画財政課早瀬) ただ、平成31年度以降の事業費は全てが入っていなかったのは 事実です。
- (二重谷委員) それは分かるが、平成31年度以降も30年度まで残した起債の残 高は記載されていた訳ですよね、今回の資料も考え方は一緒ですよね。 そうすると今の18億円の説明だけではこの数字の違いは、説明が付 かないのではないですか。
- (企画財政課早瀬) 前回資料の平成31年度以降の数字についてはきちっとした数字 が入っていなかった状態です。
- (二重谷委員) そしたら、18億円だけがカウントしなかった訳ではなくて、30 年までの起債総額が31年度以降で大部分が欠落していたという理解

でよろしいのですか。

(企画財政課早瀬) はい、余りにも長期でしたので、申し訳ございません。

- (二重谷委員) それと、もうひとつ、よろしいですか。今回の17頁の下の解説欄に公債費負担比率がどのくらい跳ね返ってくるか、試算して載っています。一番下の※印にあるように、公債費が15億円、交付税算入が6億円程度と仮定しながら計算して、実質公債費比率は色々な要素があって足したり引いたりします。これは、交付税として後日返って来ると、その割合を考慮して計算するようになっています。実際の所、交付税というのが、確かに基準財政需要額の中に算入されて来る。しかし、それがそのまま交付税となるのかどうか、それが今後の下水道計画で起債を起こす時の一番心配な所である訳です。前回資料の18、19頁で、交付税と起債償還の関係をみていってもなかなかそうはいかないのではないか。交付税のその財源が国の方で決まっている。色々言ってくるが、財布の大きさは決まっている。計算通りに返って来るのかどうか、疑問があるが、その辺はどうでしょうか。
- (企画財政課早瀬) はい、大変すばらしいご指摘だと思います。交付税は、元金と償還の理論償還の部分で計算して来ますので、事業をすれば入って来ます。今までの過去の分を見れば入って来ています。下水道の交付税で一番の問題は財政力に応じて変化するという制度が最近加わって来ていますので、それが非常に心配です。というのは、補助金の対象が下水道の場合、だいたい半分ということで、対象の事業費が膨らんだり減ったりもあると思いますし、財政力に応じて交付税算入が何%くらいかというのが出て来ます。それが、その時々によって変わって来ますので、理論償還で計算した部分は必ず入っているのですが、市町村によっては、財政力指数が良いと落ちる。ですから今言われた様に、本当に入って来るかどうかはわかりません。国は必ず入って来ると言いますが、実際は分からない。

(二重谷委員) 分かりました。

- (企画財政課早瀬)総合センターの建設も元利償還金の30%から50%の間で交付しますということでした。今はもう全部返してしまいましたが、それだけ開きがありますと、倍近くの開きがありますので、国はそうやって算定はしますが、実際は入って来ないと思います。
- もうひとつ、起債償還の資料は頂いたのですが、どれだけ起債を起 (河合委員) こすかの資料が無いので頭の中で回転が出来ないのでどんな状況にな っているか、大体の数字は分かるが、実際その程度で済むのか現実的 に、自分の直感では、平成30年に起債残高が69億になっていると いうことは有り得ないと思います。もう少しシビアに見ないといけな いと思います。それから、もう一点、交付税の話ですが、合併の10 年間だけはきちんと補償してあげますよという制度はご記憶だと思い ます。平成15年に合併したので平成25年以降に5年で20%ずつ 減らして、15年後には合併しなかった市と同じ計算方法になるとい うことで特例は無くなるわけです。その時にどれくらいの交付税にな るのか、割りと当市は財政力が良いですから、ひょっとして不交付団 体という可能性がある訳です。国はもっと不交付団体をどんどん増や せと言っている訳です。要するに交付税は枠の中でやっていますので、 それがどんどこ出てきたら皆貧しくなって行きますから、優秀な自治 体は不交付団体になって、その残りを交付団体に分けるというのが、

国の狙いです。財政力が豊かになるのは良いことですが、その差が厳 しいです。というのは、今交付税を受けていますので、税収が減って も75%は見てくれますから。例えば分かり易く言うと、1億税収が 減ったとすると市町村は、75%交付税で見てくれますから25%減 るだけなのです、実質の税額は、2,500万円ですよね、3億円減 ったとしても7,500万円ですよね。どこの市町村も苦しいが、実 際は耐えられるのです。それが不交付団体になると、名古屋市とか東 京都になると3億円減ったらそのまま3億減るわけです。これには耐 えられないのです。数年前に大都市が言っていたのは、そこなのです。 他の市町村は減ると言ってもなんとかなるが、名古屋市は何千億と減 ってしまいますのでとても耐えられないのです。不交付団体の場合7 5%見てもらえるので余り影響しないシステムになっている。だけれ ども当市の場合、よく財政を見ないと不交付団体になってしまった場 合、なんともならない。財政は他の市町村よりも裕福ですが、裕福は 裕福なりに支出もしているので、縮小出来ない、よくよく注意しない といけないということ。それから、利子と元金は、交付税で算入して くれると言っていましたが、基準財政需要額が上がりますよね。借金 すればするほど交付税で入ってくるという政策です。不交付団体にな った時にその分が余りに大き過ぎますので、国の方は借金しろと言っ て、基準財政需要額を上げている状況ですので、良く財政力を検収す る必要がある。下水道の実施について、私は旧穂積町の職員でしたが、 穂積町も財政がネックになったというイメージが強かったと思ってい る。下水道をやるのは良いが、財政がもつかどうかこれをきちんと抑 えていかないと議会でまた、蒸し返してしまいそうですので。何回も 言っている様に、人口と財政をある程度、一般会計ですから、我々の 委員会の権限の及ばない所ですが、計画書だけは出して欲しいという のが私の意見ですが、将来に渡って余りにもトリック的な所がありま す。だから、国の施策を見てないと、今までの状況だと国は、75% は見てくれるのでそんな心配は要らないが、不交付団体にされてしま うという懸念がある、どんな財政見込みがあるか公表して頂きたいと 思います。

(企画財政課早瀬) 今の財政の話しですが、まず、国にの交付税会計は足りません。 だから、足りない分は今年度の場合、瑞穂市は4億円借りております。 来年度は交付税の足りない部分で瑞穂市の予定は8億円位です。要は、 交付税会計が足りませんのでその足りない部分は各市町村で借りて下 さい。借りた場合は、20年間で交付税としてお返しします、という ことになっています。交付税と言いながらも市町村が一旦借りている ということがあります。もうひとつは、借りるお金がしっかりしてい ないではないか、ということがございますが、本来ならばそれをお出 しするべきで、毎年10年先までの事業を見込んで見直ししたいと思 います。簡単に言いますと、21年度、22年度は穂積中学校の増改 築、巣南中学校の増改築は平成23年度に考えております。それ以降 の改築等につきましても、年代を十分検討する必要がありますが、北 中の大規模改修、各小学校の体育館の増築がございます。この辺りに つきましても十分検討して、30年までの事業には入っております。 牛牧第2保育園が来年度、その後、牛牧第1保育園、幼稚園の改修、 そんなに額はありませんが入っています。道路関係では大きい道路は

入っています。一応今回の資料に入っていますし、今後精査して、大きな事業はお出しするべきではないかと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

(鈴木会長) 不交付団体になるのは大分先の話ですか。

(河合委員) いや、数年先のことです。

(堀委員) 不交付団体にはならないです。

(鈴木会長) そういうことも考慮して、本来の議論に入りたいと思います。

(熊谷委員) 市民の中には、下水道をやるの、やらないのと単純な言い方をする 人がいるが、個別処理と併用する下水道計画にしてもやる方向で話し 合っていますよね。やるとなると、財政のことで反対という市民が多 い。岐環協は何年にも渡って議会の責任だと、財政的に下水道でどこ も困っているというCMを流している。新聞などを全戸配布までして いる。

(棚橋委員) 岐環協は、くみ取り等の業務に携わっている会社の方々のひとつの 組合で、全戸配布などで、一般の方々にどういった処理が良いのか、 知らしめるということで動いていると思います。

(熊谷委員) 私が申し上げたいのは、財政がどうなるか、見込みの説明を特に設けて市民に説明しなければならないと思います。情報公開のひとつですが、答申に付けるか、市民に財政的な見通しは大丈夫だということを特記しなければ、この計画は公表出来ないと思います。皆ものすごく不安を持っている。岐環協の宣伝はすごいですから、チラシは全戸配布していますから。多くの議員は毎年、大会にまで行っている。

(鈴木会長) そういうことを考慮して、私たちは、審議会では財政はOKだということは言えませんので、範囲を超えていますので、そういうことも議論したということで進めたいと思います。資料の修正についてはよろしいですか。次の資料について説明願います。

続きまして、追加資料の説明を致します。前回の審議会で要望のあ (事務局工藤) りました事項について追加資料として作成しましたので説明します。 1頁を見てください。表だけ付けていますので分かりにくいと思いま すので、第1回資料の資料5の27頁をご覧下さい。第1回の時に、 一般会計の財政シミュレーションを示しましたが、起債の利率や水洗 化率が変わればこの額も変わってくるのではないかというご質問があ りましたので、その率を変えた一般会計の繰入金のシミュレーション を作りました。条件として B 案の①が当初お示しした起債の利率が 2. 5%、水洗化率が20年目で86.4%になっているものです。B案 の②が起債の利率が3.5%になった場合で、水洗化率が変わらず、 の場合です。一番下を見て頂くと、①に対する差ということで、建設 費の30年間と維持管理費を含めた60年間で、起債1%変わると、 37億7,054万2,000円の一般会計からの繰入金が増えると いうことです。額が大きいので分かりにくいと思いますので、1年当 たりのピーク時で説明しますと、平成53年の供用開始24年目で、 当初案の6億424万9,000円が7億3,330万4,000円 になって1億3,000万円ほど増えるということです。次の案は、 水洗化率が計画とおり伸びなかった場合、供用開始後20年目に6 0%にしかならなかった場合で、一番下の数字を見て頂くと、60年 間で31億8,970万6,000円増えるということで、ピーク時 だけ見ると、平成53年で1年当たり8,553万7,000円一般

会計繰入金が増えるというシミュレーションです。2頁がそれをグラ フにしたものです。3頁の資料は、実際に利率はどうなのかという資 料で、平成元年からの長期プライムレートの推移を付けています。下 水道事業債はこれとほぼ同等の利率で推移していますので、この資料 を付けさせて頂きました。現在の下水道事業債の標準の利率は2.0 5%で、特別利率は1.8%です。現在の利率は2.5%にもなって いませんし、過去を見ても3.5%というのは、バブルの頃の利率で、 今の状況では3.5%は当分の間考えられないのではないかという資 料です。4頁目が水洗化の推移をグラフにしたものです。次に5頁目 は浄化槽事業の財源の内訳ですが、前回、市町村設置型について個人 の負担額を示して欲しいとのことでしたので、この資料を付けました。 2番の浄化槽事業の財源内訳で、現在、瑞穂市が行っている浄化槽の 個人設置型という事業です。国が示している浄化槽事業費が104万 3,000円で、その内の補助対象は40%です。その40%を国、 県、市で1/3ずつ負担しています。これが現在、瑞穂市が下水道の 無い地域で行っている浄化槽の事業です。市町村設置型というのはど ういうものかというと、事業費104万3,000円は同じですが、 その内の9割を補助するというもので、10%だけ個人に負担して頂 き、残りは市と国で負担する事業です。維持管理費は、個人設置型と 市町村設置型ではどうかという資料が3で、個人設置型の場合、維持 管理費は全て個人で負担することになります。市町村設置型の場合の 維持管理費の負担は、瑞穂市では決まってはいないですが、例えば、 下水道使用料の平均の5万400円を頂いて、電気代を個人負担とし、 残りを市が負担するということになります。例えばということで、決 まっている訳ではないです。あと、前回の審議会で、B案の浄化槽区 域に決定した場合、個人設置型なのか、市町村設置型なのかというご 質問がありましたが、前回はどちらも決まっていませんとお答えしま した。その後、庁内でかなり何度も会議を開いて議論したのですが、 現段階では、下水道区域の下水道使用料や負担金が決まっていないの と同様に、浄化槽区域の整備方針も現在どちらにということが回答で きない状況です。次の資料に移ります。6頁以降は要望のあった資料 ではありませんが、第1回の審議会の時に水質調査を夏と冬2回行う ので、冬の結果が出たらお知らせしますということでしたので、その 報告で付けてあります。水質検査の項目とか、内容は第1回のときに ご説明していますので、ポイントだけ説明致します。夏と冬が対比で きるように1頁にしてあるので字が小さくて見づらくて申し訳ないで す。川とか水路の汚れはBODで判断しますので、7頁のBODを見 て下さい。夏の時は用水などがあって、汚れが希釈されてあまり悪い 値が出ていませんでしたが、冬の調査ではかなり悪い値が出ています。 一般的にはBODが5以上だと、水が汚濁されているということで、 今回の調査では、かなり汚れている所があるという結果になりました。 それを図にしたものが、BODの図は13頁で、BODが5以上の所 が赤色とオレンジ色で示されています。冬の調査結果では、瑞穂市の 水路はかなり汚濁されている状況です。

(鈴木会長) はい、ありがとうございました。今回の資料を説明頂きましたが、 資料に対する質問はございませんか。

(二重谷委員) 説明でもあったのですが、夏場と冬場ではかなり水質が違いますが、

用水の関係ですか。

- (事務局相浦) 前回の調査時期は8月ということで、かなり水位が高い用水時期でありました。調査の時期をもう少し考えた方が良かったのかな、と思います。ただ、冬場の調査をして水質がかなり悪いということは、希釈よってこれだけ変わって来るという変化は見られ。農業用水によってかなり水質が変わるということが分かりました。
- (二重谷委員) それともう一点、市民憲章の中に豊かな水環境というのを標榜されていますが、具体的に瑞穂市の水路を含めた公共用水域について、質や量もあるのでしょうが、どのような状態を標榜しているのか、何かありますでしょうか。
- (事務局相補) 具体的に、瑞穂市の現状として用水路等の水質が悪い、ということと、一級河川における水質の汚濁というものも、県下の市町村を含めまして前回までの資料で、瑞穂市ではかなりの地域で汚水処理がなされず、垂れ流しの状態であるという現状であり、下水道が整備された他市の例ではお金のことは別として水質環境が良くなってきたという事実が有る訳です。そういった面で、私どもとすると現状を変えて行こうとする中での整備計画は必要であるということ。瑞穂市だけではなくて、個人も含めて水を綺麗にして行こうと、行政としてやらなければならないという責任もある。その指標としてあるだけで、河川をここまでにするとか、水路をこうするとか具体的な目標は掲げていません。水質調査の結果をひとつの指標として出させて頂いております。
- (二重谷委員) ここで議論することではないですが、もちろん、中流域で長良川本線と市内河川が同じ様なことになるなんてことはとても考えられないのですが、目標と現実を踏まえて、例えば、どの河川でもフナ程度が棲息できるような水質にして行こうだとか、豊かな水環境というのは具体的にどういうことか、それに向かって下水道や合併浄化槽を整備して行きましょう。という具体的に訴えられるものがあった方が良いのかなと思います。もう少し理念を具体的に表現出来る様にして頂きたい。
- (事務局相浦) 水質調査の結果は、8月と12月のデータとして出させて頂きましたが、答申案の中にありましたように、水環境マップの作成について、 魚をたとえに出すか、データの公表と合わせて分かり易い形のものを 公表したいと考えております。
- (熊谷委員) 市民の方から「水質の基準はクリアしているでしょ」と言葉が出ます。今回の水質調査をする前から河川などで何箇所か調査していますが、その時点で基準はクリアしているのですよね。瑞穂市内の川の水質が基準以下だということは無いと思うのです。となると、化学的に水質を現在よりも良くしなければならないとする必要があるという説得力を持たないと、先ほどの財政の心配と合わせて市民への説得力というか、漠然と綺麗な方が良いのは分かるのですが、具体的な資料を示さないといけないと思うのですが、基準というのはありますよね。
- (二重谷委員) 長良川とかで県が環境基準を設定している比較的大きな河川ではあります。私の記憶では、市内河川では糸貫川ぐらいだったと思います。 (熊谷委員) それはクリアしていると思うのですが、もし、クリアしていないとなれば説得力があると思うのですが。
- (事務局弘岡) ここでいう基準を、どんな魚が棲めるとかでいうと、どこでの対比をするか、60箇所については、河川の基準を準用しているだけで、

小さい川に基準はありません。下水道としてはこういった資料も参考にして、生活排水の方が大きく河川を汚していますのでそれをどのように改善して行くかということを考えなければと思います。

(堀委員)

魚の棲めるという話ですが、本田団地の五六川が河川改修される前の魚の状態でいうと、シラハエやムツという赤い、きれいな川に棲む魚がいました。現在は、鯉に移ってきました。地域の川は確実に悪くなっているのは事実です。悪くなった事実をどこの点で言うかというのは難しい。それと下水道の普及を同じに合わせると矛盾点が出てくると思う。

(平田委員)

私が岐阜振興局の環境課長をやっていた時は、川は市町村内だけではなくて、上流からずっと流れてきますので、それぞれ定点を決めて、川の水質検査をやっていました。瑞穂市の水が汚いのは事実です。だから、どこの時点と比べて、同じ川なら他の市町村と比べて瑞穂市ではこんなに汚いということや、上流でいくら綺麗に水を守ってきても瑞穂市でこんなに汚くなってしまっているということを、もう少し住民の方に環境教育することが必要だと思います。

(能谷委員)

BODとかについて、今現在これをどこまでにしたいとか具体的な目標というかの説得力を、賛成している人は良い訳で、反対している人への説得力が下水道を推進するためには必要だと思います。

(鈴木会長)

他の質問、よろしいでしょうか。

(平田委員)

浄化槽事業の財源構成の資料ですが、合併処理浄化槽と下水道を一緒に併用しながら進めて行くという計画案を、審議会の案として出そうとしている訳です。そうすると、浄化槽地域になった場合で個人の負担が60%で市などが残りの4割、市町村設置型ですと個人が1割、市などが6割、維持費についても個人設置型だと全額個人負担、下水道があれば平均で5万円で済む所が、随分差がある。ということがこの資料を見ると分かりますので、そうするとやはり、もう少し、浄化槽区域については、浄化槽の設置について、助成を市が積極的にやらないと、同じ市民についての不平等感が出るのではないかと思います。そういう所も下水道もやりながら、浄化槽もやりながら、という中で市民に対して不公平感が無い様に助成金を増やすだとか、そういったことも検討して頂く必要があるのではないでしょうか。同じ税金払っているということですから。

(鈴木会長)

それは、先程の事務局の説明ではどちらにするか決まっていないと のことでしたが、どちらにしても補助を考えるということですね。

(平田委員)

維持費については、差が出てきますし、設置費についても、市町村設置型でしたら個人の負担は少ないということですよね。でも、たぶん、個人設置型になって助成金を増やす方が現実的だと思いますが、個人の負担をなるべく同じ様にして行かないと、地域によって不満が出て来ることになると思います。

(古川委員)

B案を基本に進んでいるのですが、C案をこんな簡単に切り捨ててよろしいのでしょうか。これは触れてはいけない所か分かりませんが、一番は集合処理か個別処理か、それをこういう理由でこうしました、というものがないと、後で公表されますので、何を審議していたのかということになる。確かC案では普及が進まないから、これは駄目ですと簡単に説明されていました。では、仮に浄化槽の補助率を上げて個人の負担を10%位にしてあげれば普及率は上がるのではないです

か。そういうことは検討しなくて良いのですか。財政的な問題はC案にすれば検討することがほとんど無くなるのではないですか、心配することが。その辺いかがでしょうか。

(鈴木会長) 事務局、質問に対して何かありますか。

(事務局椙浦)

集合処理と個別処理という考え方ですが、私どもとすると、現状が、 個人で浄化槽を整備することになっています。現行制度は、補助金を 出して個人で浄化槽を設置する。これは個人の意志ですから、既存住 宅については現状として全く進まない。それともうひとつは、市街化 区域における下水道をどう捉えるか。集合処理以外では、下水道では 不効率なところに対して合併浄化槽が有効的である。前回もお話した 通り、河川等で希釈される分が多いから多少の水質悪化は河川浄化で きる。ところが、市街化区域を浄化槽で整備すると、依然、汲み取り 清掃のバキュームが走りますし、個人の管理に委ねられる。そういう 全体の今後の長期に渡っての管理を含めて、集合処理と個別処理の判 断をした時に、市街化区域の中では下水道は基盤整備として当然ある べき施設として考えております。色々な市町村を見ても、合併浄化槽 で市街化区域の中を全て整備する所はほとんど有りませんし、集合処 理が効率的であることは目に見えていることです。財政面では負担が あるが、それを今までのような整備計画でいくと出来ない、財政負担 が将来大きくのし掛かるという経験も踏まえて基盤整備として下水道 を捉えております。長期のスパンに立つと必要な施設であるというこ とです。その中でも人口の減少とか、調整区域、農業振興地域等で不 効率な地域は合併浄化槽が良いのではないか、ということで、合併浄 化槽は依然、市街化区域では暫定施設である考えております。

(鈴木会長) はい、ありがとうございます。資料の方にも合併浄化槽の場合、生 涯費用が高いと有りますね。

(古川委員) ですから、ここに個人負担と行政の負担を分けた時に、C案の個人 設置型だと行政負担がすごく少なくなることも考えられないかという ことです。

(事務局椙浦) 確かに、一番安いです。

(古川委員)

では、先に言われた様に何が効率的なのですか。市街化区域を集合 処理でやるのが効率的だと言われるならば、最初からC案なんて要り ませんよ。B案にして下さい。市街化区域ですから。もうやると決め ていただければ良いです。前の審議会で聞かして頂いたのは、合併浄 化槽は水質的に問題ありませんかとお聞きしました。例えば、色々水 質調査をされて測って頂いておりますが、集合処理とすれば放流先は 1ヶ所ですからそれなりの水量があるところに放流すれば、間違いな く河川環境は良くなるでしょう。ただ、合併浄化槽の場合は、色々な ところから、小さな水路に放流する訳ですから、良い所もあれば、悪 い所も当然出て来ると思います。合併浄化槽の場合はBODの排出基 準でいきますと、あくまで日平均ということで、たくさん使う時は基 本的には処理されずどんどん流れると思います。まして、全部とは言 いませんが、瑞穂市内は、比較的、農業用水路と生活水路が一緒にな ったところがありますので、そういう所に合併処理浄化槽の処理水を 流しても良いのか、ということなのです。この水質調査で、BODば かり言っているが、全窒素という項目がほとんどの区域で農業基準さ えクリアしていない。農業用水基準はかなり低ランクの基準なのです が、窒素の量は随所でそれを上回っている。合併処理浄化槽では、そういった水質ではないか、ある程度我慢してそれでも良いというご返事でしたが、市の説明は、合併浄化槽で整備すればそういった点をクリア出来ないので、瑞穂市は集合処理がベターです。というお話が頂けるのかと思ったのですが、水質的には問題が無いと、問題が無いとは言えないが、ある程度我慢はするということで頂いたので、となると、水質的にはどの方法でも良いとなり、後は経済性を考えるならばC案の個人設置型でも良いのではないか、と思って質問させて頂きました。

(鈴木会長)

完全な下水道であれば窒素も取れる訳ですか。

(古川委員)

例えば、合併浄化槽で窒素を取るには高度処理が必要だと言われています。その高度処理での費用で計算してあるのか分かりませんが、今の下水道処理も窒素を取る特別な処理をしているのかも分かりません。ただ、水質調査の結果を見ると窒素が多かったので話させて貰いました。水質的にはどの方法も良いみたいなことを言われたので、A案、B案、C案全て有りかなと思いまして、効率的というのが良く分かりませんが、経済的な効率のことだけを言うのならC案の個人設置型の方が良いとしか思えません。

(鈴木会長)

今の件、他の方どうでしょうか。

(河合委員)

確かに、田園調布のような面積の広い所ばかりなら良いが、現実にして市街化の密集地では設置する場所が問題、永久に出来ないことになる。合併浄化槽ですと面積が必要になるでしょう。それは不効率ということと、本当に現実に出来ない町並みの所だとか、そこだけ除いてとはいきません。地域だけ設定して、きちんと計画すれば効率的な財政運営も出来るのではないかと思います。

(棚橋委員)

B案の線引き自体も今後の中で見直して行くということで、それぞ れ特性のある地域ですので、先ほど言われたように、調整区域中は、 基本的に分家しかないですし、本家がもっている田んぼのなかに家を 建てるから、集落から200m、300m離れていて、そこまで下水 道を引くのは不可能だと思います。調整区域だけとってみても、朝日 大学の南側、只越地区、巣南地区の方にも多々あると思いますが、名 前の示す通り発展して行く上である程度調整して行く、その段階にお いて線引きを変えて行こうという段階の線引きとなっている訳ですか ら、今後の発展はまず、国の施策が大きく変わらない限りは、住宅と しての発展はなかろうと思います。そこまで、下水道は無理ですから、 ただし、別府地区での問題もそうですが、平成10年以降合併浄化槽 が普及し出して、良い合併浄化槽が今出てきましたよ、と言われても 入れ替えられない家があります。そういった所にはやはり、下水の配 管を持って行くのが精一杯ではなかろうかと思います。ただ、B案の マーキングが正しいかどうかは分かりませんので、線引きも見直しな がら、合併浄化槽のこれからの機能、小型化されるとか、そういった ことを見ながら再度シミュレーションしながら線引きを考えるという ことで、やはりB案に近い状態というのは基本的に考えざるを得ない と思います。

(鈴木会長) 他の方のご意見どうですか。

(堀委員) とにかく、市では下水道の場合1処理区のことを言われていた訳で すが、確かに処理場を1箇所にすれば安くて効率は良い訳ですが、本 田団地のように緊急性がある場合もある。では、C案にしようとすると大変なことになる。だからその辺のことを含めて考えると地域性のことを考えるとコミュニティではないですが、集落的な形が良いのか、それでなくて1箇所に集合的なものを作った方が良いのか、もう少し精査する必要があると思います。地域性は多分に出てくるものですから。大きなものを作っておいて、配管に関して、サイフォンなり色々な方法で全部クリアしていけると、河川横断もクリアして行けると、その方法で本体を作っておいて、そこから優先的に引き込む、その方法が良いのか色々なシミュレーションがあると思います。答申としてはひとつの方向性に持っていかないと答申にならないと思います。地域性を含めて考えて頂きたいと思います。

(鈴木会長)

B案は、市街化区域となっている所を下水道にするという案ですね。 堀委員のご意見はそれだけでなしに、地域性も考えなさいということ ですね。

(事務局椙浦)

今、色塗りしてあるのは現状の人口の密集地帯と、市街化区域については将来、家が建つであろう所は塗ってあります。ただし、その中でも色が薄いのは、家が建ってこない時には下水道管は入れない、効率が悪い場合には当面合併浄化槽で行く、そういう地区です。それ以外にも農業振興地域であっても集合処理をした方が効率的であるエリアは塗ってあります。

(鈴木会長) 現状を認識して、集合でやった方が良い所は下水道にする。

(堀委員)

このシミュレーションで、100m離れた所は合併浄化槽で良いと 思いますが、極論で走られると、整合性が難しくなる。一番良い妥協 点というか、一番良い方法を前向きに考えて頂ければと思います。

(熊谷委員)

極論と言ってしまうと、切って捨てた言い方ですが、現状を踏まえた意見だと思います。というのは、市長としては、マニフェストを掲げて当選している訳ですから、集中処理方式が当然という立場で言われますし、よそも皆やっているからと言われますが、よそと違うのは、瑞穂市はとても整備が遅れているということ。遅れてしまって、合併浄化槽が増えてしまった。ですから、そういう現状から言うとよそとは違うけどC案だって有りではないかと。論としては極論かも知れませんが、初めから集中処理方式で行くのが当然というのが納得出来ない市民がよそより増えるのは当然考えられる訳です。合併浄化槽が既に多いという現状、2点目は接続義務が無くなるかもしれない。それから、財政的にバブルというか、イケイケどんどんだった時代と、財政の現状の認識が違うと思います。その3点をクリアしないと市民に対して説得する論理、根拠が必要ではないかと思います。

(堀委員)

反論してよろしいでしょうか。今、C案を極論と言ったのは、現実的な問題がある所があるから。予算があれだとか、他の市町村の比較とか言われるけれども、極端な話、他の市町村が今現状でやっているところはどんなシミュレーションでやっているのか、赤字で市財政がもたないなんて所はどこにも無いと思う。やはり、もう少し冷静に考えて、地域的なこと、色々なことを考えて頂きたい。そうでなくて、これがある、あれがあると、全ては一長一短があるのですから、ですから、排他的で言っている訳ではなくて、その辺のことを考慮しながら言って頂きたい。

(古川委員) 今、堀委員の言われるのは、色々な事情があるのでB案が一番ベタ

一ではないか、ということですよね。でしたら、C案を採用出来ない理由のひとつであって、こういう理由で瑞穂市はB案にしました、と言えば良いのであって、何も返事が来ないうちにB案に行こうとしているから、市民代表じゃないですけども、皆さん怒りの声を持っていると思いますので、C案は適当でないという理由を言われただけだと思います。

(平田委員)

瑞穂市の現状、財政的にも比較的豊かで、借金も少ないと、不交付団体になって、もっと大変なことになるということもありますし、財政的にはなんとかなります。という話ですし、かと言って、熊谷委員の言われた通りに瑞穂市としては下水道計画が遅れているから合併浄化槽が随分出来てしまっていて、地域によっては不効率のところもあるから、合併浄化槽ありき、下水道ありき、ではおかしいから、3つの条件に合わせてB案が良いのではないですかという案が事務局から提案されているのだと私たちは理解しています。

(熊谷委員)

今のことを事務局から聞きたいですね。事務局は初めにありきみたいな風にまとめて言われたものですから。

(平田委員)

今までのすべての説明を勘案すれば、それぞれ委員さんとしてどれが良いかという結論が出て来るのではないかと思います。熊谷委員さんの言われた通り、各委員さんが納得しても、一般市民の方々がなかなか理解出来ないから、もっと一般市民の人に財政的にどうか、機能的にどうかということをアピールすることが必要だということですね。二重谷委員が最初に情報公開ということを言われましたが、今までいかに穂積町が情報公開して来なかったかということが、色々な意味で市民の不信感に繋がっている所がありますので、この審議会が全て情報公開でやって来たということがきっかけとなって、本当に環境の部分が市民にどんどん情報公開されていって、市民の方々も納得される計画になって行くのではないかと思っております。この審議会がすごく大きな転機だと思っています。

(古川委員)

平田委員にうまくまとめて頂きましたが、A案、B案、C案の優劣は、あくまでも収支だけしかみていない。生涯費用だけですよね、だから今言われた他の理由も踏まえて、という説明が何もないので、それが疑問だったのです。ですから、私は公平性から、浄化槽の場合は個人的意見ですが、市町村設置型だと思います。市町村設置型にした場合、C案に当てはめても、生涯コストはC案では不経済になりますと、言われるのであればそのまますんなりB案となる訳です。しかし、市町村設置型か、個人設置型が決め兼ねるという段階でどう判断して良いか、甚だ疑問だっただけですから。個人的には集合処理派なんです。

(鈴木会長)

皆さんの意見は、説明の根拠が必要ということですね。

(平田委員)

結局この場合、市町村設置型だと不経済だという感じでしたけど、個人設置型でも、もっと補助金を増やせば、現状ではなくて、補助金を増やせば市の負担が大きくなりますから、そういう意味でもC案だけで計画するというのは不経済かなと思います。

(古川委員)

起債がいくらとかの議論は、あくまでも市の財政だけを考えているだけで、そういう所に重きを置いて、都合の良い所では、トータル的に損ではないか、では何かすっきりしないというのが正直な気持ちです。

(棚橋委員) 例えば本田団地とか、牛牧団地を見て頂き、又は住宅密集の中を見て頂くと本当に別府地区の中でも駅周辺の所はほとんどがうなぎの寝床みたいな部分を見ると、ここには無い意味の意味合いが分かって頂けると思います。あくまでも机上で話しているだけで、現場に行って赤マークの所がどうなのかとなってきたら、もう少し見直しが必要であると気付いて貰えると思いますので、B案に固執する訳ではないですが、B案の中でもまだまだ見直ししないといけない部分があるということが、平田委員さんが言われたことの部分でもなかろうかと思います。それと、前回、広島方式ということを言われていましたが、どういうことですか。

(古川委員) たまたま見ただけですが、そこは集合処理の区域と市町村設置型の合併処理の区域が地域で別れているというものです。合併をしているので、うまく、一気に集合処理とはいかなかったのだと思うのです。この間言ったのは公平性の意味で、集合処理と合併浄化槽で市民の立場に立った公平性がある方法といえば、市町村設置型しかないのかなという意味で引き合いに出させて頂きました。それはこれからどういう方向性になるか分かりませんが、これから決めて頂く事だと思います。

(鈴木会長) 今のところ、ネックになっているのは、浄化槽が個人設置型か市町 村設置型かが、まだ未定だ、という点が一番大きなネックになりそう ですかね。

(古川委員) 私が言いたかったのは、そういうことも考えられるのではないかということで、要するにA案、B案、C案この中で事務局はB案で来ていましたが、どれが一番ベターかという検討無しにB案の財政的な話が進んだので、順番が違うのではないかと思っていたのですが、今日のこの話し合いの中ではだいたい大方の意見はB案みたいですので、それはそれで、このB案でこのまま進めて頂ければ結構です。

(鈴木会長) 大分、集約されてきましたけれども。

(二重谷委員) 私も集合処理を否定するものではありません。勿論、集合処理には 集合処理の良さがある訳で、それは十分知っている訳です。ただ、何 度も出ていますが、古川委員の方からちょっと荒っぽいのではないか、 という話でしたが、住民は住民の目からしますと、下水道で整備する と個人負担はどうなるの、合併浄化槽で整備すると個人負担はどうな るのと、それぞれの場合の、市の財政は税金で成り立っていますので 市の財政にはどういう影響があるのか、A、B、C案が出てきた資料 を見ていきますと、それを全て飲み込んでいる訳です。総事業費とし て、個人負担も突っ込み、市の財政も突っ込み、そしてトータルとし てB案が一番効率的だという結論なのです。それでは住民に対して、 審議会で議論してその結果B案が良いですよ、という話にはちょっと なりにくい。もう少し、市民の目からみて経費面だけですけども、ど うだということを定量的な検証はできると思いますので、その上で結 論付けて行く、もうひとつ作業が必要になる気がするのです。

(鈴木会長) もし、そこをするとなると、一般の方が接続するのにいくら掛かる かという資料が要るということですかね。

(二重谷委員) もちろん、接続しないと、基本的には浄化槽であっても、宅内配管だとか、くみ取りであれば、便所の改造費だとかも含まれる訳で、前回、幅を持って出ていますよね。下水道の接続と基本的には変わらな

いと思います。

(鈴木会長) そこまで出して後で困ることはないでしょうか。この審議会で接続がいくらくらいと出して、あとで変わった場合に、具体的な数字出して大丈夫でしょうか。

(堀委員) 負担金の15万円というのは決まっていますよね。

(事務局相補) 先程の合併浄化槽との比較、下水道との比較となるものですから、下水道の方も昨年度決めて頂いた使用料単価が150円となっています。これも3処理区に対する維持管理費を出した時の85%の接続率という条件でしたので、新しい下水道の処理区がもしも計画されたとなると、やはり使用料の見直しをしなければならないと思っています。今、不確定の要素ばかりの中で話しが進んで、浄化槽の方も、均衡ということを考えると、下水道の方が決まってから均衡を図るという形でないと、今の時点でいくらの負担ということは言えません。

(二重谷委員) いや、それでは、審議出来ないということですよ。それが住民に納得できるような比較論の中で、それは前回、現状の下水道使用料、もちろん前提をしっかり付けた上での経済比較です。それが変われば変わるということは了解できるのです。例えば、現状の浄化槽の管理がいくらで行われているか、ということをベースに比較論ということは、私は可能だと思う。そのことは決して前提をはっきりさせた上で、比較をする。前提が設定出来ないから、比較出来ないというのは、基本的には比較論を住民の前に示されないということですから、住民にさあ、どっちにしましょうという話は、さあ、どっちだということにしかならないと思う。

(熊谷委員) さあ、どっちだ、ならまだ良いが、こっちだ、と言う訳ですから。 それはやっぱり、説得力を持たない。

それはやっぱり、説得力を持たない。 (鈴木会長) 例えば、何と何をだせば説明できるデータとなりますでしょうか。

(二重谷委員) 定性的な話からすると、この中に議論がありましたが、下水道の場 合、一点放流です、そうすると他の水路は常時は水が無い訳ですよ。 雨水しか流れない河川になってしまう。下水道の場合は、計画で20 年整備されるまでかかる。ところが、財政のことを考えないといけな い、浄化槽は水洗化に即応できる。定性的なメリット、デメリットと いうものもある。定性的にしか表示できない部分もある、良い点、悪 い点それぞれあると思います。あと、財政面では今言ったように、例 えば個人負担で言うならば、下水道整備の場合には負担金が15万円、 個人設置の場合には62万9,000円かかります。市町村設置の場 合には10万4,000円かかる。これが、初期の浄化槽建設に掛か る費用で、あと管理費ということになりますと8万1,000円につ いては大変疑義がありますが、浄化槽の個人管理の場合8万1,00 0円かかります。ところが、市町村設置の場合、下水道使用料程度と して取りますから、5万400円、現状の下水道使用料とするならば。 そうすると、建設に掛かる部分、そして後の管理に掛かる部分につい てそれぞれどういう風に個人負担が生じるか、一方でそれぞれの場合 には、市の財政負担はどうなるか、という話は出ると思います。そう なると、個人の負担と、市の財政出動を考えてどっちが良いか、とい うことが少なくとも具体的に議論できる。

(鈴木会長) 資料のA案、B案、C案に色々な数字が出ていますが、ここから出せるものですか。全く別のデータになりますか。

(二重谷委員) 出せると思います。

(鈴木会長) 事務局の方、大丈夫ですか、出せますか。

(平田委員) 余り細かい数字でなくて良いので、ザクっと標準世帯を基準としてこんな位ですよ、という形で、目に見える形で示した方が、そうすると、ちょっと離れた所で、どうして私たちは下水道引いて貰えないの、という人についても納得出来ると思います。そんなに経費が掛かるなら浄化槽の方が良いわ、ということがありますので、市民が選択出来る、ということも必要ではないかと思います。行政の視点からの資料ばかりで、市民からの視点の資料が欲しいという意見が出ていたことですし。

(棚橋委員) 要するに月々いくら払うかということも大事かもしれないが、それよりもまず最初に、どれだけお金が要るのか不安を感じていると思います。

(事務局弘岡) 現在、比較の資料は持っていますので、休憩頂きまして、コピーを 取ってお配りしたいと思いますが。

(鈴木会長) 皆さん、時間的に今日は2時間を超えそうなんですが、よろしいでしょうか、出来れば方向性だけでも決めたいと思いますので。では、延長して行いますので休憩したいと思います。 ~休憩~

(鈴木会長) 引き続き始めたいと思います。では、今資料が配られましたので、 要点で資料の説明をして下さい。

(事務局工藤) 簡単に説明します。お配りしたのは、B案、C案の浄化槽事業の財源の内訳です。下水道事業は無いですが、第1回の時にB案の部分の下水道区域については財源の内訳を付けておりますので、この中には入っていません。下水道事業の財源の内訳は、第1回の資料5の29頁に合計額が書いてあります。B案の浄化槽部分、C案の浄化槽部分を個人設置型、市町村設置型それぞれの財源の内訳を国庫補助金、県負担金、市負担金、個人負担金という風に分けて書いてあります。総事業費で書いてありますので、イメージが湧かないので、これを一世帯当たりにしたのが今お配りした一番最後に付けています。これが一番分かり易いかと思います。

(鈴木会長) 一番最後の頁を説明して下さい。

現行の制度だった場合ですが、下水道区域になった人が一世帯当た (事務局工藤) りで負担する額というのが、一区画、現在ですと15万円という負担 金が発生します。その他に月々使う使用料、平均使用料の月26m³で すと、年間5万400円です。これは使う水の量によって違いますが、 基本使用料で一番安い世帯ですと2万円くらい、多い人ですと年間8 万とか9万円になる人もいると思います。浄化槽区域になった人の場 合、7人槽の場合で書いてあります。これは先ほど出した資料と同じ ですが、建設費が個人の負担が62万9、000円、年間の維持管理 費が8万1,000円、8万1,000円は国が示している全国平均 ですので、実際瑞穂市の状況と合わないかも知れません。市町村設置 型の場合ですと、先ほど申し上げた通り、一割負担で10万4、30 0円、あと、維持管理費については8万1,000円ですが、3万6 00円は市が負担しますので、5万400円ということです、仮に平 均の使用料を頂いた場合ということです。一世帯当たりはこういうこ とになります。

(鈴木会長) はい、ありがとうございました。B案、C案の判断材料の個人負担 を提示して頂きましたが、これでよろしいでしょうか。これは公開し ても問題無い資料でしょうか。

(事務局相補) あくまでも条件が付いていますので、7人槽の場合の中でも、機種によって現実の話として違ってきます。

(鈴木会長) ということは、審議会の資料ということでよろしいでしょうか。

(熊谷委員) 出すのであれば、そういうことをきちんと書かないといけないです。 以下は、審議会で審議した例と、くどい位書かないと、一人歩きしま す。

(鈴木会長) では、というように扱って下さい。一般の方への負担ということで、 判断材料となります。出来れば、今日は方向性を決めて、あと、付帯 事項をどうして行くか、という問題もありますのでそういった議論を して行きたいと思います。これだけの材料でA案、B案、C案決めて よろしいですか。

(二重谷委員) 個人の負担ということでは、これはひとつの判断材料となると思います。ただ、それと合わせて住民の方に関心を持って頂きたい重要な判断基準は、それぞれの場合に、財政負担がどう変わって来るのか。 税金を通じて市の財政に住民は当然関心がある訳ですが、個人の場合はこういった負担が想定されます。ということなのですが、それぞれの場合に財政負担がどうなるのか、合わせて考えないといけない。個人負担ということでは、ひとつの判断材料になると思います。市の財政負担がそれぞれの場合にどうなるのか、というのは出ますよね。

(鈴木会長) 個人設置型と市町村設置型の場合についてですか。

(二重谷委員) いや、これだと、浄化槽は個人負担が多いという話になってしまいます。住民ですから、そのことによって、市の財政負担がどう変わってくるか。税金でみてくれれば良い、という理解もあるのかも知れないが、それを総合的にみて判断を求めるべきだと思います。

(熊谷委員) これはどうして、7人槽でシミュレーションを出すのですか、実際 7人の家族は少ないと思います。

(二重谷委員) これは人槽で出しているのです。家の広さによって浄化槽の人槽は 決まるのです。家族の人数ではないのです。

(熊谷委員) 実際に流れる量は少ないですよね。

(二重谷委員) 少ないです、ただし、制度的にそうなっています。

(事務局相補) 実際に多いのは7人槽です。今、言われたように、家の床面積によって決まっていますので、もし、一人家族でも7人住める家であればということです。

(熊谷委員) そういうことも書かないと、誤解を与えるかも知れないです。それから、下水道区域の5万円ですが、実際2万から8万くらいの幅があると言われましたが、今後出す場合は、きめ細かく自分の家はどれだとなりますから。条件をきちんと出す、知らないと、7人槽も要らないということになる。

(平田委員) そんなに細かく書かなくても、瑞穂市の標準世帯を基準としてということで良いのではないでしょうか。

(河合委員) 注意事項か付議事項に、7人槽は家屋の面積によるもので、家族の 人数ではありません、とか書いておけば良いと思います。

(平田委員) ひとつ質問を、これは受益者負担金15万円と浄化槽の金額で書いてありますが、排水設備工事は両方とも必要となります、ほぼ同額の

費用になります。と書いてありますが、下水道の方が、排水設備の工 事費が高く掛かるようなイメージがありますが、そんなことは無いの ですか。

(事務局相補) 下水道と合併浄化槽の場合ですが、合併浄化槽は汚水と雑排水全て 集めて来ますし、下水道の方は、公共汚水ますが官民境界から1m以 内に設置され、そこに配管してきますので、合併浄化槽の位置によっ て多少違いますが、同じ敷地内であれば、ほぼ同じです。

(河合委員) 下水道なら小さなますだが、合併浄化槽にすると、大きな穴を掘らないといけない。場所が要る。塀があったり、家によっては浄化槽の方が費用が掛かる。

(棚橋委員) 個々に違って来ますよね。民間の業者にお願いする部分ですから、 こういう風にしか書けないのでしょう。

(堀委員) 単独浄化槽から合併浄化槽に切り替える場合、雨水と雑排水が一緒 になっている場合があります。切り替えの場合、雨水排水管だけ切っ てやれば、現状の配管がそのまま使える。

(古川委員) とにかく、合併浄化槽にしても集合処理にしても、雨水と生活排水 を別にする配管工事だけは必要だと、持って来る位置がほぼ同じです から同じくらい掛かるでしょう。実際にはここに書いてある費用の他 に配管工事が30万円なり50万円が同じ様に掛かる。

(平田委員) それは合併浄化槽の場合でも掛かる訳ですか。

(古川委員) 一緒です。どこで処理するか、だけの違いですから。ついでに、今の所、個人設置型か、市町村設置型か、決められないということですから、合併浄化槽はいくらかかるのか、と聞かれると、単純に62万9,000円かも知れないし、10万4,000円かも知れないということになる訳ですか。

(棚橋委員) 市民の方々が一番知りたいのはこの数字だと思います。

(鈴木会長) 今、新しい資料が配布されましたので、説明して下さい。

(事務局工藤) 先ほど、配らせて頂いた総事業費の財源内訳をまとめたものですが、 先ほどのでは分かりにくいので、下水道の比較も入れたものです。

(西岡委員) B案のシミュレーションで、1世帯の負担額ということで議論された訳ですが、その前提でお聞きしたいと思います。市街化調整区域で既に合併浄化槽が整備されている率はどうなのか、今日頂いた資料の中には人口動態が推定されている訳ですが、市街化調整区域の中でのそれぞれの人口の増加、減少というような資料はどうなっていますか。個人設置型と市町村設置型を選択する場合に住民負担の問題、市の財政負担の問題等を考慮して判断しないといけない訳ですから、前提の資料として大切ではないかと思います。

(事務局相浦) 昨年の審議会の第2回のものに、地区別の合併浄化槽、単独浄化槽、 汲み取りのデータを平成19年度末ですが、出させて頂いております。 20年度のデータはまだです。平成19年度の第2回資料の30頁で す。

(鈴木会長) それでは時間の方が来ましたので、次回出来ましたら、この案を決めたいと思います。次回、決めるに当って私たちが必要な資料は全部揃いましたでしょうか。よろしいですね。今日頂いた資料も含めまして、大分色々な面で議論致しました。次回案を決めます。付帯事項が必要であれば何を入れるかまで決めたいと思います。是非、今までの資料見直しをお願いします。次回の日程を決めたいと思います。いつ

までに結論、答申書を出した方が良いですか。

(事務局弘岡)

2月いっぱいでお願いしたいと思います。

(鈴木会長)

あと、1ヶ月で方向性を決めて、答申書を作って、再度、チェックという形にしたいと思います。あと2回で終われればと思います。2週間後くらい、2月9日9時30分からお願いしたいと思います。次回、具体案を決めまして、それに基づいて最後の文面を作りたいと思います。

(平田委員)

やはり、B案について、メリット、デメリットというところを事務局の方で整理をされて、どうしてB案にしたか、色々な資料が出て来て委員さんは納得されている様ですが、市民の目線で、財政的にはこういうことで大丈夫ですよ、水環境守る観点からはこうですよ、とか何かちょっと理由を入れて頂いて、だからB案が良いという説明資料を付けて頂きたい。

(鈴木会長)

1回目の資料で、A案、B案、C案出ていますが、それでは少し不 足なので、議論を踏まえた、メリット、デメリットの表を作って頂き たいと思います。事務局よろしいですか。総まとめの資料になります が。

(事務局椙浦)

はい。

(鈴木会長)

では、次回2月9日行いますのでよろしくお願いします。本日はありがとうございました。